

# 参 考 資 料

資料	1 : 障害者手帳の交付状況（令和7年3月末時点）	2
資料	2 : 障害福祉サービスの内容と利用者数（令和7年3月時点）	3~5
資料	3 : 障害児者指定事業所数の推移	6
資料	4 : セルフプラン率	7
資料	5 : 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会設置状況	8
資料	6 : 令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」（抜粋）	9~35

## ○障害者手帳の交付状況

## 身体障害者手帳

(単位：件、%)

障害別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5			R6		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,105	△ 102	-2.4%	3,945	△ 160	-3.8%	3,920	△ 25	-0.6%	3,931	11	0.3%	3,869	△ 51	-1.3%	3,563	△ 368	-9.4%
聴覚・平衡機能障害	8,232	△ 120	-1.5%	8,051	△ 181	-2.2%	8,165	114	1.4%	8,271	106	1.3%	8,132	△ 33	-0.4%	8,201	△ 70	-0.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	825	△ 26	-3.1%	794	△ 31	-3.6%	800	6	0.7%	795	△ 5	-0.6%	784	△ 16	-2.0%	772	△ 23	-2.9%
肢体不自由	28,726	△ 1,348	-4.5%	27,843	△ 883	-2.9%	27,636	△ 207	-0.7%	27,399	△ 237	-0.9%	26,919	△ 717	-2.6%	26,844	△ 555	-2.0%
内部障害	28,119	△ 1,324	-4.5%	27,771	△ 348	-1.2%	27,755	△ 16	-0.1%	27,750	△ 5	0.0%	27,365	△ 390	-1.4%	27,329	△ 385	-1.4%
等級不明等	0	△ 3	-150.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
計 (A)	70,007	△ 2,923	-4.0%	68,404	△ 1,603	-2.2%	68,276	△ 128	-0.2%	68,146	△ 130	-0.2%	67,069	△ 1,207	-1.8%	66,709	△ 1,401	-2.1%
(うち新規交付者件数:A)		(3,666)	0.0%															

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

## 療育手帳

(単位：件、%)

級別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5			R6		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A 1、A 2)	5,500	229	4.5%	5,425	△ 75	-1.4%	5,710	285	5.2%	6,005	295	5.4%	6,158	448	8.3%	6,338	333	5.8%
中度・軽度 (B 1、B 2)	11,511	307	2.8%	11,103	△ 408	-3.6%	11,549	446	3.9%	11,918	369	3.3%	12,397	848	7.6%	12,953	1,035	9.0%
計 (B)	17,011	536	3.4%	16,528	△ 483	-2.9%	17,259	731	4.3%	17,923	664	4.0%	18,555	1,296	7.8%	19,291	1,368	7.9%

## 精神障害者保健福祉手帳

(単位：件、%)

級別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5			R6		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	5,579	249	4.7%	5,695	116	2.2%	5,841	146	2.6%	5,914	73	1.3%	6,258	417	7.3%	6,282	368	6.3%
2級	12,287	601	5.4%	12,689	402	3.4%	13,066	377	3.1%	14,292	1,226	9.7%	16,091	3,025	23.8%	17,204	2,912	22.3%
3級	3,759	226	6.7%	3,918	159	4.5%	4,054	136	3.6%	4,551	497	12.7%	5,312	1,258	32.1%	5,968	1,417	35.0%
計 (C)	21,625	1,076	5.5%	22,302	677	3.3%	22,961	659	3.0%	24,757	1,796	8.1%	27,661	4,700	21.1%	29,454	4,697	20.5%

総計	108,643	△ 1,311	-1.2%	107,234	△ 1,409	-1.3%	108,496	1,262	1.2%	110,826	2,330	2.2%	113,285	4,789	4.5%	115,454	4,664	4.3%
----	---------	---------	-------	---------	---------	-------	---------	-------	------	---------	-------	------	---------	-------	------	---------	-------	------

## 介護給付で提供されるサービス内容と利用者数（令和7年3月時点）

サービス名	内 容	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助	161	1,464	1,999	171	106	3,901
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う	29	147	185	10	5	376
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行	0	122	115	0	0	237
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。	21	160	389	22	3	595
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援	245	656	1,059	118	96	2,174
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	38	141	231	11	7	428
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中の障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作的な活動又は生産活動の機会の提供等	405	1,826	2,404	183	134	4,952
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援	51	587	583	20	16	1,257

## 訓練等給付で提供されるサービス内容と利用者数（令和7年3月時点）

サービス名	内 容	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
共同生活援助 (グループホーム)	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。	282	1,018	1,483	92	95	2,970
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問又は随時の相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。	0	1	1	0	0	2
自立訓練（機能）	入所施設や病院を退院・退所、特別支援学校を卒業したもので、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	0	9	4	0	0	13
自立訓練（生活）	入所施設や病院を退院・退所、特別支援学校を卒業したもので、生活能力の維持・向上等のため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	7	135	183	0	7	332
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行う。	0	49	35	0	0	84
就労移行支援	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。	5	140	208	2	6	361
就労継続支援（A型）	企業等に雇用されることが困難な障害者に、雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練等の支援	61	735	875	82	38	1,791
就労継続支援（B型）	就労経験があり、企業等での就労が困難な障害者又は就労移行支援事業所によるアセスメントにより就労面に関する課題が把握されている障害者に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力等の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	865	2,928	4,385	350	279	8,807
就労定着支援	就労移行支援などの障害福祉サービスを利用して、一般就労に移行もしくは復職し6月が経過した障害者に一定期間、就労の継続を図るために事業所や医療機関等の連絡調整や障害者への相談等、日常生活及び社会生活の課題に対応するための支援を行う。	0	59	85	0	1	145

## 障害福祉サービスの内容と利用者数（令和7年3月時点）

サービス名		内 容	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
相 談 支 援 に 係 る サ ー ビ ス に 関 する サ ー ビ ス	計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。	298	1,859	2,432	162	127	4,878
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。	0	1	2	0	0	3
	地域定着支援	居宅等において単身等で生活するもので緊急時の支援が見込めない状態にある障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に電話又は直接訪問により、相談等の必要な支援を行う。	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障害児で、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。	114	1,170	1,319	83	13	2,699
障 害 児 通 所 支 援 給 付	児童発達支援	集団や個別の療育を行う必要がある障害児に、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	156	1,679	2,119	104	81	4,139
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、リハビリテーションの提供や医療的管理下での支援が必要な障害児に、児童発達支援及び治療を行う。	0	1	26	0	0	27
	放課後等デイサービス	就学しており放課後等に支援が必要な障害児に、授業終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	633	3,944	5,329	171	196	10,273
	保育所等訪問型発達支援	専門的な支援が必要と認められた障害児に、保育所等を訪問し障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	26	724	375	0	15	1,140
	居宅訪問型発達支援	重度の障害等により、通所による児童発達支援や放課後等デイサービスの利用のための外出が著しく困難な障害児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。	0	6	6	0	0	12

## ①指定障害福祉サービス事業所数の推移

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	令和6年度 新規指定
居宅介護	275	292	301	334	337	30
重度訪問介護	262	276	285	309	313	29
行動援護	36	37	39	38	41	5
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	111	111	114	116	120	10
療養介護	6	6	6	6	6	0
生活介護	177	184	185	189	188	8
短期入所	91	104	110	118	124	9
施設入所支援	46	46	46	46	45	0
共同生活援助	154	184	197	211	218	27
宿泊型自立訓練	5	5	5	5	5	0
自立訓練(機能)	5	5	5	4	5	2
自立訓練(生活)	53	50	49	47	45	3
就労移行(一般)	78	72	70	64	59	7
就労継続支援(A型)	119	126	126	123	112	10
就労継続支援(B型)	334	369	402	431	466	50
就労定着支援	21	22	22	22	22	3
自立生活援助	2	3	3	5	7	3
計画相談支援	204	231	238	260	276	32
地域移行支援	39	38	35	40	31	2
地域定着支援	39	38	35	40	31	2
合計①	2,057	2,199	2,273	2,408	2,451	232

## ②指定障害児通所・入所支援事業所数の推移

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	令和6年度 新規指定
障害児相談支援	182	206	217	245	248	29
児童発達支援	304	356	403	451	489	65
放課後等デイサービス	453	508	555	589	622	66
居宅訪問型児童発達支援	1	1	3	7	9	3
保育所等訪問支援	31	50	68	94	116	27
障害児入所支援	4	4	4	4	3	0
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	4	0
医療型児童発達支援	2	2	1	1	1	0
合計②	981	1,131	1,255	1,395	1,492	190

## 障害児者指定事業所数の推移(①+②)

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	令和6年度 新規指定
①+②	3,038	3,330	3,528	3,803	3,943	422

道府県名を選択すると自動で表示されます。

### 令和7年3月末時点のセルフプラン率

都道府県名 47. 沖縄県

- ※1 令和7年3月末時点の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数
- ※2 令和7年3月末時点の障害児通所支援の受給者数

No.	市区町村名	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※2)	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c (%)
	(合計)	20,294	412	2.0%	11,578	348	3.0%
1	那覇市	4,332	26	0.6%	1,680	2	0.1%
2	宜野湾市	1,192	11	0.9%	973	6	0.6%
3	石垣市	610	245	40.2%	258	205	79.5%
4	浦添市	1,427	4	0.3%	982	2	0.2%
5	名護市	955	56	5.9%	519	46	8.9%
6	糸満市	849	0	0.0%	708	0	0.0%
7	沖縄市	2,341	9	0.4%	1,374	42	3.1%
8	豊見城市	805	0	0.0%	606	0	0.0%
9	うるま市	2,012	2	0.1%	1,362	9	0.7%
10	宮古島市	797	3	0.4%	247	21	8.5%
11	南城市	600	0	0.0%	364	1	0.3%
12	国頭村	82	0	0.0%	14	3	21.4%
13	大宜味村	65	0	0.0%	18	1	5.6%
14	東村	40	2	5.0%	9	0	0.0%
15	今帰仁村	170	3	1.8%	58	0	0.0%
16	本部町	262	22	8.4%	80	0	0.0%
17	恩納村	114	0	0.0%	44	0	0.0%
18	宜野座村	80	0	0.0%	66	0	0.0%
19	金武町	222	0	0.0%	119	0	0.0%
20	伊江村	81	0	0.0%	0	0	0.0%
21	読谷村	460	1	0.2%	266	0	0.0%
22	嘉手納町	210	0	0.0%	89	0	0.0%
23	北谷町	331	2	0.6%	218	0	0.0%
24	北中城村	185	0	0.0%	132	0	0.0%
25	中城村	153	0	0.0%	116	0	0.0%
26	西原町	522	2	0.4%	347	0	0.0%
27	与那原町	197	0	0.0%	221	0	0.0%
28	南風原町	524	1	0.2%	384	2	0.5%
29	渡嘉敷村	3	0	0.0%	0	0	0.0%
30	座間味村	2	1	50.0%	5	4	80.0%
31	粟国村	8	0	0.0%	0	0	0.0%
32	渡名喜村	2	0	0.0%	2	0	0.0%
33	南大東村	6	0	0.0%	1	0	0.0%
34	北大東村	0	0	0.0%	0	0	0.0%
35	伊平屋村	14	1	7.1%	0	0	0.0%
36	伊是名村	21	1	4.8%	0	0	0.0%
37	久米島町	68	0	0.0%	35	0	0.0%
38	八重瀬町	505	0	0.0%	277	2	0.7%
39	多良間村	5	0	0.0%	2	0	0.0%
40	竹富町	31	20	64.5%	2	2	100.0%
41	与那国町	11	0	0.0%	0	0	0.0%

### 資料4

### 令和7年4～6月のセルフプラン状況(詳細)

都道府県名 47. 沖縄県

すると自動で表示されます。

- ※1 令和7年4～6月に支給決定(変更含む)された障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数
- ※2 障害者本人が希望している場合
- ※3 令和7年4～6月に支給決定(変更含む)された障害児通所支援の受給者数
- ※4 障害児の保護者が希望している。

セルフプラン率が50%以上:セルが黄色  
セルフプラン率が100%超(エラー):セルが

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				市町村における相談支援事業者の充足状況 1:充足している 2:不足している 3:わからない	児童福祉法分				市町村における相談支援事業者の充足状況 1:充足している 2:不足している 3:わからない
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	bのうち障害者本人が希望した数 (※2)		障害児通所支援受給者数 c (※3)	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c (%)	dのうち障害児の保護者が希望した数 (※4)	
	(合計)	8,550	108	1.3%	36	41	4,722	92	1.9%	31	41
1	那覇市	1,134	8	0.7%	8	3	765	0	0.0%	0	3
2	宜野湾市	1,192	11	0.9%	11	2	277	2	0.7%	1	2
3	石垣市	117	42	35.9%	0	2	33	25	75.8%	0	2
4	浦添市	424	0	0.0%	0	3	254	1	0.4%	1	3
5	名護市	213	2	0.9%	0	2	114	31	27.2%	0	2
6	糸満市	300	0	0.0%	0	2	246	0	0.0%	0	2
7	沖縄市	790	4	0.5%	4	2	549	16	2.9%	16	2
8	豊見城市	805	0	0.0%	0	2	606	0	0.0%	0	2
9	うるま市	570	1	0.2%	1	1	281	0	0.0%	0	1
10	宮古島市	249	1	0.4%	1	2	56	5	8.9%	5	2
11	南城市	230	0	0.0%	0	1	78	0	0.0%	0	1
12	国頭村	35	0	0.0%	0	2	6	0	0.0%	0	2
13	大宜味村	65	0	0.0%	0	2	18	1	5.6%	1	2
14	東村	19	0	0.0%	0	2	1	0	0.0%	0	2
15	今帰仁村	170	8	4.7%	8	2	49	0	0.0%	0	2
16	本部町	62	7	11.3%	1	1	13	0	0.0%	0	1
17	恩納村	29	0	0.0%	0	2	10	0	0.0%	0	2
18	宜野座村	29	0	0.0%	0	1	16	0	0.0%	0	1
19	金武町	225	0	0.0%	0	3	119	0	0.0%	0	3
20	伊江村	6	0	0.0%	0	2	0	0	0.0%	0	2
21	読谷村	460	1	0.2%	1	1	266	0	0.0%	0	1
22	嘉手納町	211	0	0.0%	0	2	95	0	0.0%	0	2
23	北谷町	168	0	0.0%	0	1	47	0	0.0%	0	1
24	北中城村	46	0	0.0%	0	2	57	0	0.0%	0	2
25	中城村	77	0	0.0%	0	2	80	0	0.0%	0	2
26	西原町	92	1	1.1%	1	3	67	0	0.0%	0	3
27	与那原町	38	0	0.0%	0	1	76	0	0.0%	0	1
28	南風原町	524	0	0.0%	0	2	384	2	0.5%	1	2
29	渡嘉敷村	3	0	0.0%	0	3	0	0	0.0%	0	3
30	座間味村	2	1	50.0%	0	2	5	4	80.0%	4	2
31	粟国村	8	0	0.0%	0	2	0	0	0.0%	0	2
32	渡名喜村	2	0	0.0%	0	1	2	0	0.0%	0	1
33	南大東村	6	0	0.0%	0	3	1	0	0.0%	0	3
34	北大東村	0	0	0.0%	0	1	0	0	0.0%	0	1
35	伊平屋村	1	0	0.0%	0	2	0	0	0.0%	0	2
36	伊是名村	21	1	4.8%	0	1	0	0	0.0%	0	1
37	久米島町	68	0	0.0%	0	2	35	0	0.0%	0	2
38	八重瀬町	123	0	0.0%	0	3	111	2	1.8%	2	3
39	多良間村	5	0	0.0%	0	2	2	0	0.0%	0	2
40	竹富町	31	20	64.5%	0	2	3	3	100.0%	0	2
41	与那国町	0	0	0.0%	0	3	0	0	0.0%	0	3

## 市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・自立支援協議会の設置状況

## 資料 5

都道府県名	市町村名	基幹相談支援センター 設置状況						地域生活支援拠点等 整備状況					自立支援協議会 設置方法				
		単独設置	共同設置	単独+共同	R7 設置予定	R8 設置予定	設置予定なし	単独設置	共同設置	その他の整備	R7 設置予定	設置予定なし	単独設置	共同設置	R7 設置予定	未設置	
47_沖縄県	那覇市	○						○						○			
47_沖縄県	宜野湾市	○									○			○			
47_沖縄県	石垣市	○										○		○			
47_沖縄県	浦添市	○						○						○			
47_沖縄県	名護市	○									○			○			
47_沖縄県	糸満市	○						○						○			
47_沖縄県	沖縄市	○						○						○			
47_沖縄県	豊見城市	○						○						○			
47_沖縄県	うるま市	○						○						○			
47_沖縄県	宮古島市	○									○			○			
47_沖縄県	南城市				○			○						○			
47_沖縄県	国頭村	○										○		○			
47_沖縄県	大宜味村	○						○						○			
47_沖縄県	東村		○					○						○			
47_沖縄県	今帰仁村	○							○					○			
47_沖縄県	本部町		○						○					○			
47_沖縄県	恩納村					○		○						○			
47_沖縄県	宜野座村					○						○		○			
47_沖縄県	金武町					○						○		○			
47_沖縄県	伊江村	○						○						○			
47_沖縄県	読谷村				○			○						○			
47_沖縄県	嘉手納町	○						○						○			
47_沖縄県	北谷町	○						○						○			
47_沖縄県	北中城村	○						○						○			
47_沖縄県	中城村	○						○						○			
47_沖縄県	西原町	○						○						○			
47_沖縄県	与那原町	○						○						○			
47_沖縄県	南風原町	○						○						○			
47_沖縄県	渡嘉敷村						○						○				○
47_沖縄県	座間味村						○						○				○
47_沖縄県	粟国村					○							○	○			
47_沖縄県	渡名喜村						○		○								○
47_沖縄県	南大東村							○						○			○
47_沖縄県	北大東村							○						○			○
47_沖縄県	伊平屋村		○								○			○			
47_沖縄県	伊是名村		○					○						○			
47_沖縄県	久米島町							○						○			
47_沖縄県	八重瀬町	○						○						○			
47_沖縄県	多良間村							○						○			
47_沖縄県	竹富町							○						○			
47_沖縄県	与那国町							○						○			○

令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」

# 沖縄県での取組 について

---

沖縄県生活福祉部 障害福祉課

令和7年12月

# 目次

## 1 沖縄県の現状

- (1) 沖縄県の人口・市町村数・圏域の現状
- (2) 沖縄県障害者自立支援協議会
- (3) アドバイザー等の配置体制

## 2 令和6年度補助金を活用した取組

- (1) 研修の実施
- (2) 「手引き」「Q & A」「拠点整備状況シート」

## 3 基幹設置、拠点整備のポイント

- (1) 取組例
- (2) 自立支援協議会の重要性

## 4 アドバイザーの人材育成、養成について

- (1) 現在の体制に至った経緯
- (2) 組織的・構造的な取組のノウハウ
- (3) 横展開に向けたポイント

## 5 まとめ

- (1) 自立支援協議会の重要性
- (2) 市町村自立支援協議会の活性化に向けた県の支援体制



# 沖縄県障害者自立支援協議会

## 沖縄県自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

### 【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
- ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全県の課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援策の普及
- ⑤ 人材育成

### 【構成員（19名）】

- ① 相談支援事業者(2)
- ② 障害福祉サービス事業者(1)
- ③ 保健・医療関係者(2)
- ④ 教育・雇用関係機関(4)
- ⑤ 障害者関係団体の代表者(2)
- ⑥ 障害者等及びその家族(2)
- ⑦ 市町村(2)
- ⑧ 学識経験者(1)
- ⑨ 知事が必要と認める者(3)(圏域アドバイザー)

### 圏域アドバイザー 連絡会議

(地域生活支援事業)

- アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行いつつ、各分会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

- 推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る

### 分会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

(1)相談支援・人材育成分会

(2)療育・教育分会

(3)医療的ケア児支援分会  
(「協議の場」)

(4)就労支援分会

(5)権利擁護分会  
(差別解消支援地域協議会)

(6)住まい・地域支援分会

### ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

①ケアマネワーキング

②現任研ワーキング

③初任研ワーキング

④サビ管ワーキング

⑤主任研ワーキング

⑥強度行動障害ワーキング

⑦ピアサポートワーキング

⑧離島支援ワーキング

⑨障害児移行支援ワーキング

⑩医療的ケア児コーディネーター  
ワーキング

⑪就労支援ワーキング

⑫虐待防止ワーキング

⑬合理的配慮ワーキング

⑭地域移行・定着ワーキング

### 【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○沖縄県障害者施策推進協議会

(障害者基本法36①)

○沖縄県発達障害者支援センター

(地域生活支援事業)

○障害者就業・生活支援センター

(地域生活支援事業※生活支援分)

○沖縄県居住支援協議会

(住宅セーフティネット法51①)

○沖縄県精神障害者にも対応した地域  
包括ケアシステム構築推進連絡協議会

(地域生活支援事業)

## 各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

### 分会

(1)相談分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(2)療育・教育分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(3)就労分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(4)住まい・地域支援分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

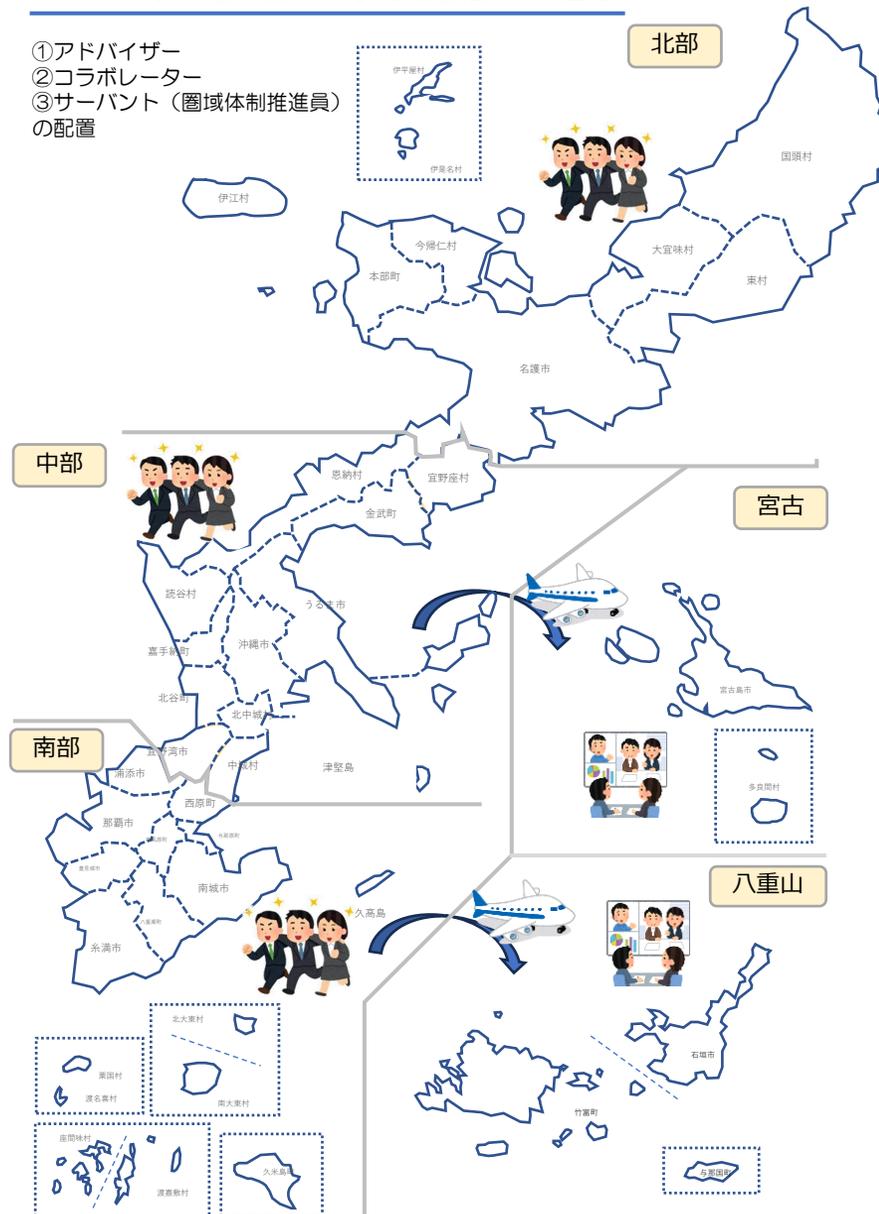
## 市町村自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

# 沖縄県障害者自立支援協議会の特徴

## アドバイザー等の配置による協議会の活性化

- ①アドバイザー
- ②コラボレーター
- ③サーバント（圏域体制推進員）の配置



### 1 アドバイザー配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にアドバイザーを3名配置。宮古圏域には、中部アドバイザーを、八重山圏域には南部アドバイザーを派遣。

事業内容（抜粋）

- ・地域の相談支援体制の整備に向けた指導、調整
- ・**地域の協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等**
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
- ・**都道府県が設置する協議会の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施。**

### 2 コラボレーター配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にコラボレーターを3名配置。

事業内容（抜粋）

アドバイザーを補佐するとともに、**県各圏域自立支援連絡会議及び県自立支援協議会の各部会における円滑な協議、連携を図るために配置。**

### 3 サーバント（圏域体制推進員）配置（地域生活支援事業）

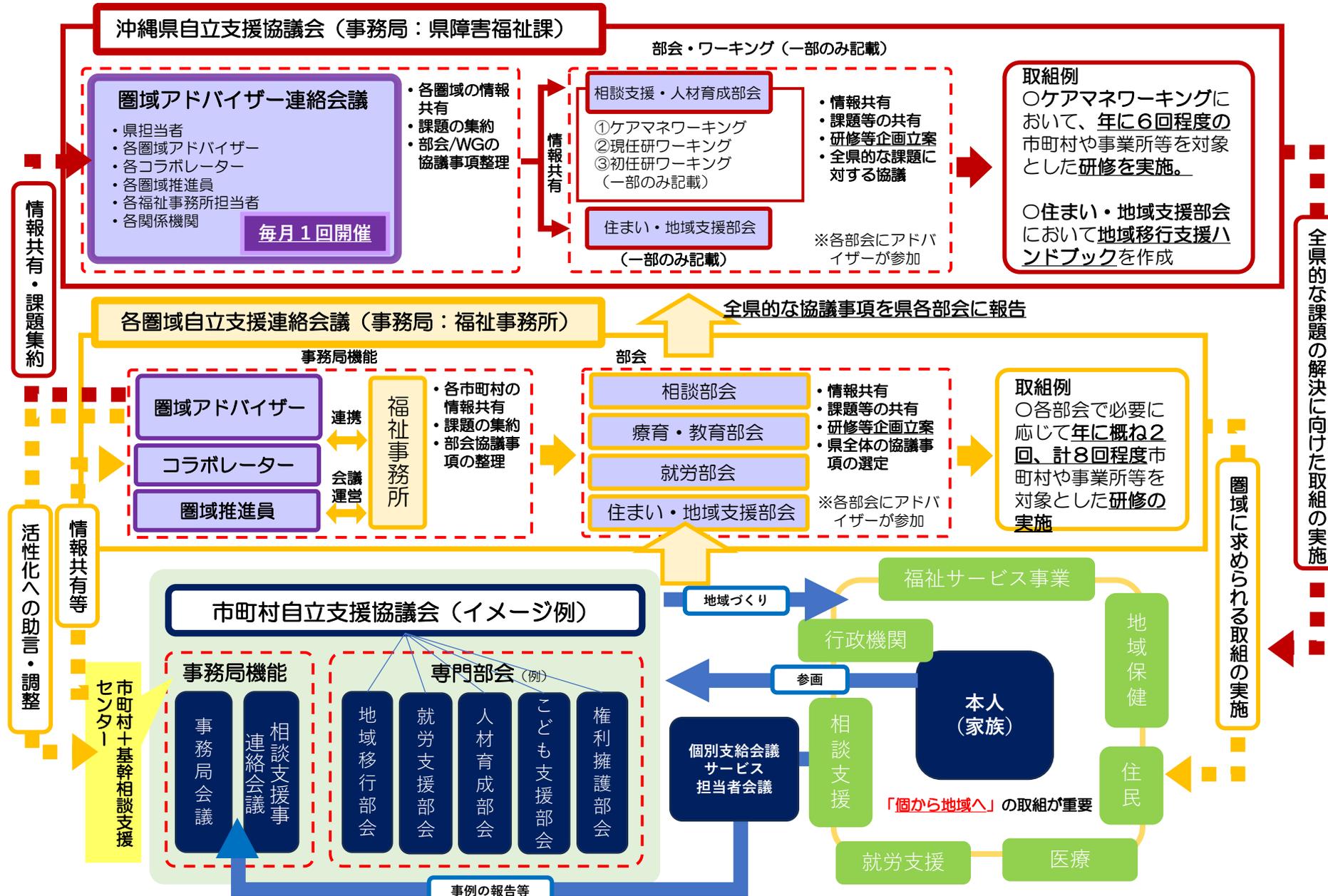
北部、中部、南部圏域にサーバント（圏域体制推進員）を3名配置。八重山圏域には南部圏域体制推進員を派遣。

事業内容（抜粋）

アドバイザー及び各福祉事務所と連携し以下の業務を実施

- ・**県の圏域自立支援連絡会議の運営に係る業務の補助等**

# 自立支援協議会の活性化におけるアドバイザー等の役割



自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

# 令和6年度補助金を活用した取組について

## 成果目標

### 【基幹相談支援センター】

- R6.4.1時点 11市町村設置 → R7.4.1時点 16市町村設置

### 【地域生活支援拠点等】

- R6.4.1時点 23市町村整備 → R7.4.1時点 26市町村整備

## 年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
10月		協議会ワーキングにおいて研修会内容の検討
11月		1日：研修会実施
12月	協議会ワーキングにおいて課題整理、連絡会内容の検討	研修時の質疑応答をQ&Aに整理
1月	アドバイザー連絡会議において課題整理、連絡会内容の検討	先進的な取り組み市町村に拠点整備状況シート作成依頼
2月	市町村アンケート実施（設置状況調査） 25日：連絡会開催	市町村アンケート実施（整備状況調査）
3月	連絡会資料、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定	研修会資料、好事例、Q&A、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定

# 令和6年度補助金を活用した取組（基幹相談支援センター設置に係る研修）

## ■令和6年度沖縄県基幹相談支援センター連絡会及び基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会の実施

### 1 開催の概要

#### (1) 研修会の目的

- ・各基幹相談支援センターの現状と課題の共有
- ・未設置市町村に対する基幹相談支援センター及び市町村からの実践報告

#### (2) 開催日時

令和7年2月25日（火）13:30～16:30

#### (3) 開催場所

沖縄空手会館（Zoomを併用したハイブリッド形式）

#### (4) 受講対象者

市町村の行政職員、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所職員等

#### (5) 研修プログラム

時間	内容	担当者
13:30～13:35	開会のあいさつ	沖縄県障害福祉課
13:35～14:35	第1部 令和6年度沖縄県基幹相談支援センター連絡会（県内 設置済み11か所）	中部アドバイザー
14:35～14:45	休憩	
14:45～15:45	第2部 令和6年度沖縄県基幹相談支援センター設置に向けた市町村意見交換会（基幹相談支援センター及び市町村からの実践報告）	中部アドバイザー
15:45～16:15	質疑応答	沖縄大学 島村教授
16:15～16:25	圏域アドバイザーの総評	各圏域アドバイザー
16:25～16:30	閉会の挨拶	沖縄県障害福祉課

## 2 研修会の様子

### 研修参加人数

全参加者 53名（市町村25名、相談支援事業所10名、基幹相談支援センター13名、その他5名）



## 3 研修後のアンケート

回収件数 21件（市町村9名、相談支援事業所5名、基幹相談支援センター7名）

### (1) 基幹相談支援センター連絡会について

各市町村の基幹相談支援センターの現状と課題を聞くこと、情報共有ができてよかったという意見が多かった。その他、基幹相談支援センター（市町村）と県の連携についての提案もあった。

### (2) 基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会について

基幹相談支援センター設置に向けて参考になる取り組み（予算や人材配置等）が聞けてよかったという意見が多かった。市町村での地域資源の活用や行政との連携、役割の明確化についての意見があった。

### (3) 今後、希望する研修について

市町村との情報交換、スーパービジョン、複数事業所による基幹相談支援センター設置について、対面開催でのグループワーク（部会の取り組み、研修会、地域普及啓発等の共有）

# 令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係る研修）

## ■令和6年度 市町村職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修

### 1 開催の概要

#### (1) 研修会の目的

- ・各市町村における地域生活支援拠点等整備の現状と課題の把握
- ・拠点等整備の好事例から整備のプロセスを学ぶ

#### (2) 開催日時

令和6年11月1日（金）14:00～17:00

#### (3) 開催場所

沖縄県スポーツ協会 会議室

#### (4) 受講対象者

市町村の行政職員、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所職員等

#### (5) 研修プログラム

時間	内容	担当者
14:00～14:05	開会のあいさつ	沖縄県障害福祉課
14:05～15:05	講義「地域生活支援拠点等整備の促進に向けて」	埼玉県鶴ヶ島市福祉部 福祉政策課 主席主幹 藤川 雄一
15:05～15:15	休憩	
15:15～16:00	グループワーク：市町村の現状報告と講師への質問事項の整理	中部アドバイザー
16:00～16:45	質疑応答	埼玉県鶴ヶ島市福祉部 福祉政策課 主席主幹 藤川 雄一
16:45～17:00	圏域アドバイザーの総評	各圏域アドバイザー

# 令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係る研修）

## 2 研修会の様子

### 研修参加人数

全参加者 57名（市町村25名、相談支援事業所23名、基幹相談支援センター8名、その他1名）



## 3 研修後のアンケート

回収件数 34件（市町村17名、相談支援事業所12名、基幹相談支援センター5名）

### (1) 講義内容について

「参考になった」や「具体的にやるべきことが分かった」などの意見のほか、クライシスプランの具体的な作成事例や体験の場の活用事例など、もう少し詳しく説明を聞きたかったとの意見もあった。

### (2) グループワークについて

「他市町村の状況がわかり参考になった」の意見が多く、グループワークの時間を長く設けてほしかったとの意見も多くあった。

### (3) 今後、拠点整備に向けて取り組みたい事

「対象者のリスト化」の意見が多くみられ、その他の意見として、「地域における拠点のニーズの把握」や「課題の整理」などが挙げられていた。

令和6年度沖縄県基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業

## 地域生活支援拠点等整備に関する手引き

2025年 3月

### 目次

1. 地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村職員向け研修会概要	1
2. 研修会資料「地域生活支援拠点等整備の促進と充実に向けて」	2
3. 地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村職員向け研修会 Q & A	16
Q 2 関係：地域生活支援拠点等の好事例集（令和6年3月厚労省作成）	18
Q 6 関係：多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について	26
<small>（令和3年31日子第0331第9号、社援第0331第15号、議第0331第11号、巻第0331第4号）</small>	
4. 地域生活支援拠点等整備に関する厚労省通知	
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について	47
<small>（R6.3.29 議第0329第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）</small>	
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について	55
<small>（R6.3.29 議第0329第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）</small>	
5. 整備事例（読谷村）	59
6. 地域生活支援拠点等の整備状況（令和7年2月14日時点）	71

# 令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係るQ&A）

## 令和6年度地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村研修会 Q&A

Q1	拠点利用対象者を事前に登録した場合にどこまでの緊急対応にするか。登録後に状況が変わっているかどうかを確認するにはどうしたらよいか。緊急の定義を決めたほうがよいのか。（本島中南部圏域）
(回答)	緊急は、その地域で具体性のある定義をした方がよい。普段と違う状況への対応が全て緊急対応というのではなく、他の形で対応できるものはそれに対応した方がよい。 緊急時の定義（総合支援法規則第65条の14の2）については、ご本人の障害の特性、親亡き後、介護者の突然死や病気に起因する、いつ起こるかの予測が難しい事態を想定している。また、障害福祉サービス利用者については登録後の確認方法として、モニタリング期間を標準より短くするなども検討する必要があるほか、サービス等利用計画に緊急時の対応（クライシスプランのように、いざというときの対応をプランの中に入れておくことよいためではないかの留意）を示してほしい。
Q2	普段サービスを利用していない、支給決定もない、手帳未交付等の場合でも事前に登録したほうがよいか。また、家族が必要ないと思っているケースへの対応はどうしたらよいか。（本島中南部圏域）
(回答)	拠点利用対象者にサービス未利用者も含めて考える場合、埼玉県の高野北圏域の事例（厚労省HP「令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号19」参照）を確認いただきたい。その事例では初めに対象者を具体的に定義し、その対象者を行政が台帳からのパッチ処理等により機械的に抽出してリスト化、「(一定の基準に基づいた)対象家庭を全て訪問して(説明している)」という前提を作った上で、サービス未利用者や必要性を感じていない世帯を含めたアウトリーチを拠点コーディネーターを中心にやっている。観ヶ島市では高齢単身世帯への民生委員の訪問活動や避難行動要支援者へのアプローチでも同じような方法を取っている(今後、そのような取組と連携して行うことも考えられる)。
Q3	5つの機能に対して行政が予算化するときの優先順位についてお聞きしたい。（本島中南部圏域）
(回答)	予算化の優先順位については、地域の実情に応じて決めていただきたい。 拠点等の整備に関する財政支援としては、地域生活支援事業の市町村任意事業「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」が活用できる。なお、拠点コーディネーターの配置に係る経費については、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、補助対象となる。
Q4	より良い地域生活支援拠点等の整備についてお聞きしたい。（本島中南部圏域）
(回答)	対象者を把握し、個々個別の対応の見直し（計画）を立てているということをもって、拠点の整備ができていくという考え方もある（※）。当初から完璧な拠点整備を目指すのではなく、まずはできることから拠点整備を進めることが重要。その後、対象者カバー率UPや対象者の範囲を広げるなど、徐々にバージョンアップにつなげてほしい。 また、対象者がサービス利用者の場合、利用中の施設を緊急時の受け入れ先とする等の工夫により、本人が望まない施設入所を減らす取り組みとしてはどうか。 （※）この場合、その個別計画に位置付けられた社会資源が地域生活支援拠点等を構成するという考え方となり、各事業所が地域生活支援拠点等として認定される取組が望ましい。
Q5	自立支援協議会の中で具体的にどんなメンバーとどんなプロセスを経て予算化につながったのかを聞いたら（本島北部圏域・龍島市町村）
(回答)	自立支援協議会等で外形的な要因（手帳所持者、独居等）により対象者を決め、行政担当がその要件に合致する者をシステムから抽出し名簿化。それをもとに拠点コーディネーターが、安否確認をしてまわるといったことを行った事例がある。 地域生活支援事業の市町村任意事業「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の活用により体験利用等居宅確保事業、専門人材の確保・育成等の事業や拠点コーディネーター事業が実施可能。拠点コーディネーター配置に関しては、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、補助対象となる。

## 令和6年度地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村研修会 Q&A

Q6	龍島市町村の地域、緊急時受け入れについて老人施設は制度上可能なのか（本島北部圏域・龍島市町村）
(回答)	老人施設を含め社会福祉施設について、補助金（主に施設整備費のこと）を使って建てている場合、補助金の目的外使用とされてしまうため、厳しい場合もあるが、重層的支援体制整備事業や包括的支援体制整備の関与で、一部既存施設について活用できるとした通知もある（*令和3年3月31日付子ども家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」*指定基準や人員・設備基準、報酬や財産処分（これが施設整備費等）との関係が示されている）包括的支援体制整備が事例集で出ているので参考にしてください。
Q7	拠点整備は進んでおり、登録事業所のトップは理解しているが現場のスタッフへの伝え方はどうしたらいいのか（本島中南部圏域）
(回答)	法人の管理者の理解をえるということがポイントになる。市町村の自立支援協議会の場を利用できるとよい。 行政職員と基幹相談支援センター職員と一緒に事業所を訪問し、現場スタッフに趣旨やわかりやすいケースを使っての説明を行う取り組みは効果的と考える。
Q8	緊急事態の線引きができない。現場からしたら拠点の動きが見えにくい印象。行政とのうまい協力の仕方があれば教えてほしい（本島内中南部圏域）
(回答)	親亡きなど想定ができる緊急事態に対応することが最低限必要と考える（それ以外も対象とするのも不可ではないが、スタートアップ時にはハードルが高いのではないかと）。その事態が起きるかどうかが、どこまでを緊急と捉えるかの線引きは難しい。事例を積み重ねていくことで、緊急で対応するかどうかの判断ができるようになると思う。
Q9	拠点コーディネーターの実際の動きを教えてください（本島内中南部圏域）
(回答)	予防のために動くのが拠点コーディネーターの普段の役割で、緊急時の対応のみをするということではないのが前提。緊急時の対応についてもすべて拠点コーディネーターがやるというわけではなく、サービスを利用している場合、計画相談員が調整の中心となるのが基本。その場合、計画相談員をバックアップするのが拠点コーディネーターの役割。 例えば、緊急ショートを確認するケースの場合、計画相談の相談員は事業所の詳細が不明だったり、調整を全部行う余裕がないことがある。ショートの情報提供をしたり、調整と一緒にやるなどが拠点コーディネーターの役割となる。緊急時に計画相談支援の人と一緒に、社会資源の調整をすること、平時は体制づくりが拠点コーディネーターの仕事。
Q10	短期入所ではなくて通所のB型事業所を宿泊した場合の対応の予算について（本島内中南部圏域）
(回答)	自立支援給付の加算で対応できる場所はすばいよいが、いざという時の予算は、他にも確保しておく使い勝手もよい。講義部分でも説明したが、そんなに多額にはならない。この部分は地域生活支援事業等補助金も使えるし、前の例のように他の財源の活用も考えられる。

# 令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備状況シート）

## 読谷村

### 1 地域生活支援拠点等の整備状況

設置方法	単独設置（面的）で拠点整備。
実施要綱の有無	有
予算	緊急時の受け入れに関してのみ、村単費で予算確保している。
整備プロセス	令和2年：地域生活支援拠点等事業を開始。 緊急時の受け入れ体制を確保。 令和6年：地域生活支援拠点等整備事業を開始。

### 2 各機能の詳細

相談	<p>R5年度実績：5件</p> <p>①位置付けられている機関</p> <p><input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 委託相談事業所  <input checked="" type="checkbox"/> 計画相談事業所（5事業所） <input type="checkbox"/> その他の事業所又は機関</p> <p>②24時間相談体制の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 単独の相談支援事業所による体制  <input checked="" type="checkbox"/> 複数の相談支援事業所による体制  <input type="checkbox"/> グループホーム等の連携による体制</p> <p>③対象者</p> <p><input type="checkbox"/> 法定サービスの障害者等  <input type="checkbox"/> 事前登録者（法定サービスの対象者を除く）  <input checked="" type="checkbox"/> 全ての障害者等（法定サービス対象者を除く）</p> <p>④整備にあたっての工夫した点</p> <p>地域生活支援拠点等として位置付けを受けることのメリットを丁寧に説明し、地域の障がい者等にとって必要な体制というだけでなく、支援者にとっても意義あるものであることを理解していただいた。</p>
----	---

緊急時の受入・対応	<p>R5年度実績：6件</p> <p>①緊急時の定義</p> <p>定義づけしていない。</p> <p>②「緊急時」のマニュアルやフローチャートを策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない</p> <p>③拠点等として確保している空室の合計数（0室）</p> <p><input type="checkbox"/> 短期入所事業所 <input type="checkbox"/> 障害者支援施設  <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練  <input type="checkbox"/> その他（マンション等）</p>
体験の機会・場	<p>R5年度実績：0件</p> <p>①「体験の機会・場」に関する実施機関</p> <p><input type="checkbox"/> 短期入所事業所 <input type="checkbox"/> 通所事業所  <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 障害児関連の事業所  <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>②対象者の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> グループホームの体験利用  <input type="checkbox"/> 一人暮らしに向けた体験宿泊  <input type="checkbox"/> 緊急時の対応を想定した体験利用  <input type="checkbox"/> 通所事業所の体験利用</p> <p>③ニーズの把握方法</p> <p>①協定5事業所と月1回の定例会で登録者等の確認。</p>
専門的人材の確保・養成	<p>R5年度実績：0件</p> <p>①実施している研修</p> <p><input type="checkbox"/> 強度行動障害への対応  <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人への対応  <input type="checkbox"/> ひきこもりへの対応  <input type="checkbox"/> その他支援が困難な人への対応</p> <p>②外部研修の情報収集の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>③②で収集した研修の情報の関係機関に対する情報提供の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>

# 令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備状況シート）

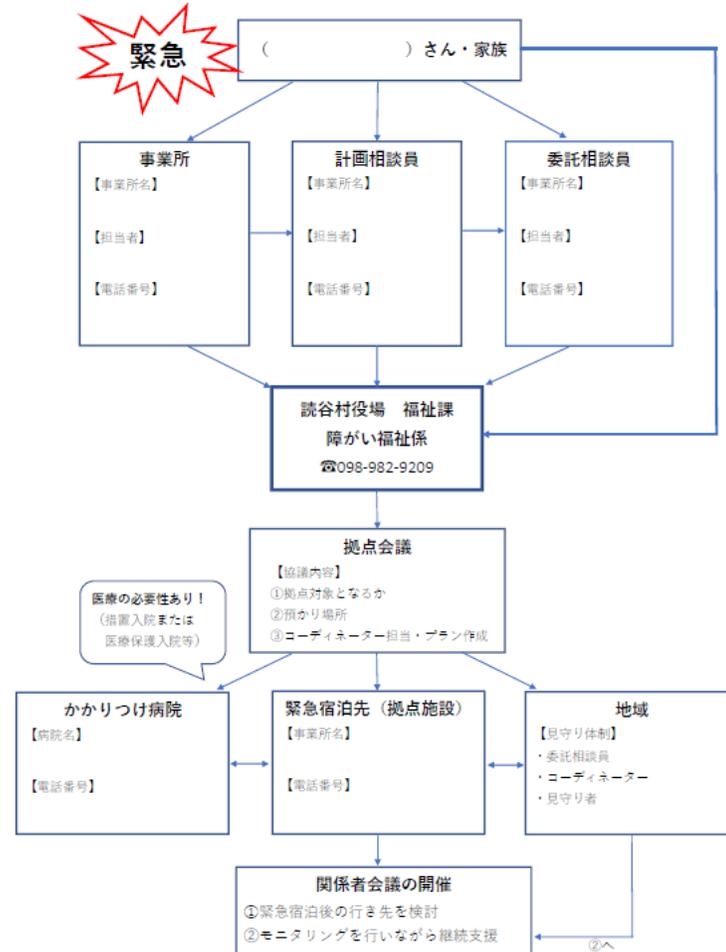
## 3 拠点コーディネーター

配 置 状 況	<input type="checkbox"/> 配置有り <input checked="" type="checkbox"/> 配置無し ※以下コーディネーターを配置している場合 ①配置先 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 委託相談事業所 <input type="checkbox"/> 計画相談事業所 <input type="checkbox"/> グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所 <input type="checkbox"/> 拠点単独の事業所・事務室 ②コーディネーターの資格要件 <input type="checkbox"/> 協議会への参画又は運営の実績 <input type="checkbox"/> 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事した者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者
予 算	
業 務 内 容	<input type="checkbox"/> 緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握や登録 <input type="checkbox"/> 常時の連絡体制の確保 <input type="checkbox"/> 緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応 <input type="checkbox"/> 入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 <input type="checkbox"/> 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握 <input type="checkbox"/> 地域の知見宿泊先や緊急受け入れ先の確保・開拓 <input type="checkbox"/> 専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施
効果のあった事例等	

## 4 地域生活支援拠点等の運営状況

自治体関与の状況	定期的な会議(部会等)で状況把握及び課題整理を行う。
地域生活支援拠点等の検証や検討方法	障害福祉計画に地域生活支援拠点整備を位置づけ、3年ごとに見直しを行っている。

読谷村地域生活支援拠点事業 緊急時フローチャート



# 基幹設置・拠点整備のポイント① 北部圏域の取組例

## 1 現状



## 2 課題

### ■北部圏域における課題

- (1) 北部圏域は、名護市を含む8つの小規模離島町村で構成されており、町村内の資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足が課題であった。

## 3 取組

### 県の取組

※圏域自立支援連絡会議  
スライド 4,5,6参照

#### ■アドバイザーによる働きかけについて

##### (1)委託相談支援事業所への働きかけ

- 圏域自立支援連絡会議（相談部会事務局会議 月／1回  
参加者：北部福祉事務所＋圏域アドバイザー＋委託相談支援事業所等）委託相談支援事業所 が担当している市町村の基幹相談支援センター設置に向けての取り組み等確認、対策を検討。
- 基幹相談支援センターの機能と役割について共有

##### (2)市町村への働きかけ

- 圏域自立支援連絡会議にて（相談部会 年／2回  
参加者：北部福祉事務所＋圏域アドバイザー＋市町村＋委託相談支援事業所等）へ参加、基幹相談支援センター設置に向けての課題等整理、他の圏域市町村の情報等提供。
- 基幹相談支援センターの機能と役割について共有
- 市町村の障害者福祉計画に取り上げられているか等確認

#### ■8町村共同委託の実施について 調整会議の開催

- (1)個々の町村で考えると資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足が課題となる。

##### 広域的にみると

- 委託相談を行ってきた相談支援事業所が複数ある
- 主任相談支援専門員が複数名いる
- 予算も8町村で分担

8町村に呼びかけ小規模町村における基幹相談支援センター設置に向け、具体案を提言⇒広域設置+複数事業所委託

### 市町村の取組

#### ■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

##### (1)自立支援協議会にて協議

各市町村の自立支援協議会にて 相談支援体制強化（基幹相談支援センター設置に向けて）と題し毎回協議ポイント

- 基幹相談支援センターの機能と役割について共有
- 我が街の基幹相談支援センター像について確認
- 人材について
- 具体的な設置方法について  
単独設置？広域的に設置？ 直営？委託？

#### ■8町村共同委託の実施に係る市町村での取組について

- (1)8町村の行政担当者、委託相談支援事業所3ヶ所 圏域アドバイザー、県（福祉事務所）にて基幹相談支援センター設置に向けて会議開催。  
8町村における状況を勘案し8町村で共同で設置することを確認、共同設置、3ヶ所の委託相談支援事業所（主任相談支援専門員が在する）へ委託することを確認  
予算確保し7年4月1日  
北部圏域8町村基幹相談支援センター設置へ

## 4 設置に向けたポイント

### 県の取組

#### ■県による市町村自立支援協議会の支援の重要性について

##### (1)自立支援協議会の活用

小規模市町村においては、1人担当者が複数事業を受け持たざる得ない状況が散見される。障害福祉分野はやもすると優先順位が低くなる傾向もあるため、協議会での個別事例、その他検討事項等進捗等、定期的に確認して行く必要がある。

##### (2)圏域アドバイザー配置

・県内各圏域に配置されているアドバイザーにより市町村協議会の協議内容、相談支援体制強化、人材育成、資源開発等々、共に悩み協働する。

(3)圏域自立支援連絡会議の活用 他市町村の情報共有  
新たな取り組みを始めるにあたり、市町村の担当者より「他の市町村はどうなっていますか」とよく耳にします。  
他市町村の情報提供。  
圏域自立支援連絡会議（圏域内市町村参加）において各市町村より取組み状況等報告しお互いの情報共有することもポイントです。



### 市町村の取組

#### ■市町村における自立支援協議会の重要性について

##### (1)地域づくり、協議の場

今回の8町村共同における基幹相談支援センター設置に漕ぎつけたのは、各市町村毎に行われてきた自立支援協議会で時間をかけ相談支援体制について協議を重ねてきた結果であると考える。

基幹相談支援センターの機能と役割とは  
我が街にあった相談支援体制  
基幹相談支援センター像 等毎回テーマにして来た。

##### (2)新たな仕組みづくりに向けた取り組み（知恵と汗を出し合う）

町村内の資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足の課題が見えてきた。

圏域自立支援連絡会議にて近隣町村も同じ課題を持っていることを共有

個々の小規模市町村で課題解決することは容易ではないことも圏域内市町村の共通認識となった。

それぞれ町村の協議会に持ち帰り検討。

結果⇒北部圏域8町村基幹相談支援センター  
「共同設置」+「複数事業所への委託」

## 1 現状



基幹設置数 7市町村  
拠点整備数 7市町村

11市町村  
3市3町5村  
人口≒523,000人  
市 ≒369,000人  
町村≒154,000人

## 2 課題

### ■中部圏域における課題

特に沖縄県においては、従来から委託相談支援事業所が基幹相談支援センターに近い役割を担ってきた経緯があります。その結果、両者の機能や役割の線引きが不明確となり、現場では混乱を招く場面も見られました。こうした背景を踏まえ、各市町村における基幹相談支援センターの設置は、他地域と比べてその進展がかなり遅れたように思います。

## 3 取組

### 県の取組

#### ■アドバイザーによる働きかけについて

##### (1)基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの設置に向けては、各市町村の実情に応じた整備の提案を行いました。特に小規模町村においては、3障害に対応できる人材の確保が課題となっており、その解決策の一つとして、具体的な運営体制の案を提示しました。例えば、基幹相談支援センターの中心となる法人を定め、他の複数法人から職員を出向させて人材を確保した事例や、地域内の複数法人が共同企業体を結成し、運営を受託する方式などを紹介しています。

このように複数の法人が連携してセンター運営に取り組むことで、人材不足の解消が期待できると共に、事業所間の横の繋がりが強化される効果も見込まれます。今後も圏域全体で協力体制を構築しながら、持続可能で質の高い相談支援体制の整備を進めていくことが重要です。

### 市町村の取組

#### ■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

##### (1)基幹相談支援センターについて

県協議会が主催する研修や圏域の相談部会での協議、更には圏域アドバイザーの巡回を契機に、各市町村の協議会において基幹相談支援センターの在り方についての協議が始まりました。当初は、委託相談業務と基幹相談支援センターの役割の違いが分かりにくいとの声が多く寄せられ、設置が進みにくい状況にありました。

特に沖縄県では、従来から委託相談支援事業所が基幹相談支援センターに近い機能を担ってきた経緯があり、その線引きに現場が困惑していたことが背景にあります。しかし、事例を基に役割の違いを丁寧に整理し、根気強く説明を重ねたことで、次第に市町村の理解が深まり、設置が一気に進むようになりました。



## 3 取組

### 県の取組

#### ■アドバイザーによる働きかけについて

#### (2) 地域生活拠点等整備について

圏域アドバイザーは、圏域内の相談支援部会や市町村巡回を通じて、地域生活拠点等の整備状況を確認しました。

各市町においては、地域生活拠点の概念やその重要性について一定の理解が進んでいる一方で、具体的な運営方法や整備の進め方に関しては依然として戸惑いが見られました。そこで、アドバイザーは各協議会の相談部会や住まい部会に積極的に参加し、他地域での実践事例を紹介しながら、地域生活拠点の在り方について具体的に説明を行いました。

また、説明会や勉強会が単発的な取り組みで終わることのないよう、可能な限り継続的に部会へ参加し、協議の進行を見守ることで、各市町の理解の深化と実際の整備推進につながるよう支援を続けました。



### 市町村の取組

#### ■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

#### (2) 地域生活拠点等整備

地域生活拠点等の整備においては、各地域の事例を基に協議を重ねることで、特に「相談」と「緊急一時預かり」の体制整備に関する議論が活発となり、具体的な取り組みへと発展しています。

特に緊急対応が発生した際には、原則48時間以内に状況を確認し、拠点会議を開催のうえ支援方法を決定します。その際、短期入所事業所に限らず、障がい福祉サービス事業所全体で受入体制を確保しております。**（地域生活支援拠点事業に係る障がい者等緊急一時保護については、単費その予算の確保をしている）**

さらに、精神科病院との連携による「医療保護入院」や「やむを得ない事由による措置入所」についても、柔軟に対応しています。加えて、地域資源として空き家の活用を検討し、多様な場面で利用可能なお試し住居の整備にも着手しています。さらに、強度行動障害を有するなど支援の難しい利用者に対しては、居宅介護と短期入所を併用した派遣支援の仕組みについても検討を進めています。

## 4 設置に向けたポイント

### 県の取組

#### ■県による市町村自立支援協議会の支援の重要性について

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備は、いずれも市町村に設置されている地域自立支援協議会の中で検討・協議されるべき重要な事案です。したがって、地域自立支援協議会が形式的なものにとどまらず、実効性のある議論と意思決定がなされる場であり続けることを強く望みます。

そのためには、まず協議会の事務局体制の強化が必要であり、特に担当職員の異動時における適切な引継ぎが確保されることが不可欠です。また、地域の相談支援体制全体を牽引していくリーダーとなる人材の育成も、今後の継続的な体制づくりにおいて重要な要素となります。地域に根ざした持続可能な相談支援体制の構築に向けて、協議会の機能強化が今こそ求められています。

### 市町村の取組

#### ■市町村における自立支援協議会の重要性について

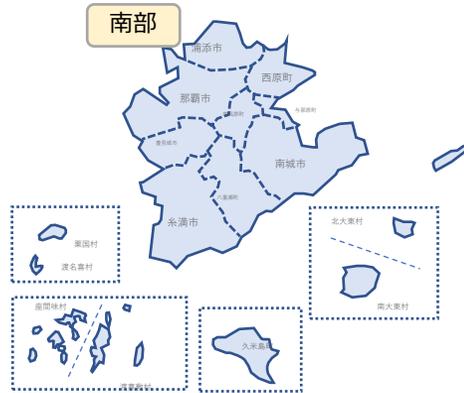
その協議会が行政主導型で運営がされている市町村においては、その担当者の異動があると、協議会の全体的な気運が低下し、運営が形骸化してしまう傾向があります。担当者が変わることで、これまでの取り組みが途切れたり、新たな担当者が前任者の方針や意図を十分に引き継げない場合があるため、協議会の活動に対する関心や積極的な取り組みが薄れてしまうことも少なくありません。

さらに、リーダー的存在として重要な役割を果たしていた委託相談員（基幹）が離職（または休職）した場合、その影響は非常に大きく、協議会の運営が一気に停滞する恐れがあります。委託相談員はその専門的な知識や経験をもとに、協議会の方向性を示し、担当者を支援する中心的な存在であるため、その離職によって運営の連続性が大きく損なわれることとなります。

このため、リーダー的な役割を果たす主任レベルの人材の育成は急務です。

# 基幹設置・拠点整備のポイント② 中部及び南部圏域の取組例

## 1 現状



基幹設置数 8市町村  
拠点整備数 9市町村

16市町村  
5市5町6村  
人口≒745,000人  
市 ≒604,000人  
町村≒141,000人

## 2 課題

### ■南部圏域における課題

県内で基幹相談支援センターが未設置の15市町村のうち、10町村が南部圏域の小規模離島町村となっている。

10町村に対して、基幹相談支援センター設置に向けて小規模離島町村の特有の課題を踏まえた支援を実施していく必要がある。

## 3 取組

### 県の取組

#### ■基幹相談支援センター未設置市町村研修実施

令和7年8月25日（月）

対象：離島10町村、本島5市町村

- ①北部圏域の8町村共同設置の事例共有
- ②小規模離島町村で島外（沖縄本島）の相談支援事業所が委託相談を実施している事例の報告。基幹相談支援センター設置を見据えた取組を紹介。

#### ■国庫補助事業を活用した研修実施

令和7年12月3日（水）

対象：離島10町村、本島5市町村

### 市町村の取組

#### ■基幹相談支援センター未設置市町村研修実施を受けた市町村の取組

県内の同規模の市町村が基幹相談支援センターを設置した事例を踏まえ、自らの町村における基幹相談支援センターに求められる機能や設置方法について検討を行う。

また、同規模の町村間の横の繋がりを構築し、相談支援体制整備に向けた情報交換を実施。

#### ■国庫補助事業を活用した研修実施

## 1 現在の体制に至った経緯

### ■各圏域にアドバイザー等を常勤配置することの重要性

○沖縄県では平成19年度以降、各圏域に圏域アドバイザーを「常勤配置」しております。

○圏域アドバイザーは、毎年度当初に圏域内の市町村に挨拶周りをを行い、人事異動のあった市町村担当職員との顔合わせや前年度からの引継ぎ事項、今年度取り組むべき事項についての確認を行います。

○市町村との繋がりを継続的に持つことで、市町村が圏域アドバイザーに相談しやすい体制が構築されております。

○圏域アドバイザーは市町村からの相談に対する助言や市町村自立支援協議会への参加を通じて、市町村が抱える課題を把握することができます。

○圏域内の市町村が抱える課題を把握することで、圏域特有の課題や求められる研修等の内容を整理し、県の自立支援協議会の各部会・ワーキングにおいて検討を行ったうえで圏域に求められる取組を実施しております。

○このような取組が実施できるのは圏域アドバイザーを常勤配置し、アドバイザーによる積極的な働きかけが継続的に実現できているからであり、本県の取組として非常に重要なポイントであると考えております。

## 2 組織的・構造的な取組のノウハウ

### ■次期アドバイザー候補を見据えたコラボレーターの配置

沖縄県では、圏域アドバイザーを補佐する者として圏域コラボレーターを配置しております。

圏域コラボレーターは次期圏域アドバイザー候補として位置づけられております。圏域アドバイザーによる活動を継続的に実施していくためには後継者の育成も重要な事項となっております。

### ■各圏域に福祉事務所を支える圏域推進員の配置

圏域アドバイザーは県内の各福祉事務所に配置しております。圏域アドバイザーの活動が福祉事務所の担当の異動等に影響されず継続的に実施できるように、各福祉事務所の業務の補助を行う圏域推進員を配置しております。



## 3 課題

### ■次期アドバイザー候補を見据えたコラボレーターの配置に係る課題

各圏域アドバイザー、コラボレーターはそれぞれ別の法人の職員から選任されております。コラボレーターが圏域アドバイザーとして配置されるためには、コラボレーターが所属する法人内の人事異動や勤務条件等について、法人との十分な調整を行う必要があります。

### ■福祉事務所を支える圏域推進員の配置に係る課題

圏域アドバイザーが継続的な活動を実施するためには、福祉事務所を支える圏域推進員の配置が重要となりますが、現在、圏域推進員を配置できていない圏域があるため、圏域推進員の確保が急務となっております。

## 4 横展開に向けたポイント

### ■アドバイザーの選任方法

圏域アドバイザーが圏域内の課題を把握し、圏域に求められる取組を実施していくためには、圏域内の関係機関が圏域アドバイザーに相談しやすい状況であるが重要な条件となっております。

このことから、沖縄県では圏域アドバイザーの選任方法について、手上げ式による公募ではなく、圏域内の関係機関からの声を反映した福祉事務所の推薦方式をとっております。

圏域内の関係機関からの信頼があり、相談しやすい体制を構築できる者を圏域アドバイザーとして選任する必要があります。そのため、次期圏域アドバイザーは中長期的な視点から育成及び選任していく必要があります。

### ■コラボレーター、圏域推進員の選任方法

コラボレーターは上述の理由により、次期アドバイザーとして圏域内の関係機関からの信頼がある者の中から選任していく必要があります。また、圏域推進員については、福祉事務所と圏域アドバイザーをつなぐ役割があるため、双方との連携が円滑に実施できる者の中から選任していく必要があります。

## まとめ

### 1 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点整備に向けた市町村自立支援協議会の重要性

基幹相談支援センター設置及び地域生活支援拠点整備にあたっては、自らの市町村においてどのような機能が求められていて、どのような方法で運営していくかについて、自立支援協議会で継続的な協議を実施していくことが重要。

### 2 市町村自立支援協議会を支える県の支援体制の重要性

市町村の自立支援協議会での協議が継続的かつ円滑に実施されるために、県全体での研修を定期的を実施するとともに、圏域アドバイザーが市町村の現場に直接出向き、助言等を実施していくことが重要。

## 【事例4】 沖縄県

### ○圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援

- ・県内5圏域に「圏域自立支援協議会（事務局：福祉事務所）」を設置。
- ・県自立支援協議会に「圏域アドバイザー連絡会議」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー（北部、中部、南部）が圏域単位で市町村を訪問（島しょ部の圏域（宮古、八重山）もカバー）。
- ・西原町（南部圏域）の基幹相談支援センターのあり方を検討（直営から委託に移行）。
- ・支援プロセスを通じて、コラボレーターを次期圏域アドバイザーとして育成。

### 管内市町村の状況

- 市町村数：41
- ・基幹相談支援センター  
26市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等  
22市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会  
35市町村に設置

### 市町村支援のポイント

アドバイザーの人材育成の仕組みを組み込んだ「圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員」の3層の体制により、圏域単位で離島・小規模市町村を支援している。

### 沖縄県自立支援協議会

- 設置開始年：平成19年4月
- 運営（事務局体制）：沖縄県生活福祉部障害福祉課
- 概要・特徴：
  - <部会の構成>  
圏域アドバイザー連絡会議、相談支援・人材育成部会、住まい・地域支援部会
  - <市町村協議会との連携>
- ・県自立支援協議会と圏域内の市町村自立支援協議会の接続口として、県内5圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に、圏域自立支援協議会（事務局：福祉事務所）を設置している。
- ・事務局機能を発揮するため、圏域アドバイザー、コラボレーター（アドバイザーの補佐）、圏域推進員が福祉事務所と連携し、市町村の情報共有、課題の集約、部会議事事項の整理を行い、各部会の活動をサポートしている。

### アドバイザー

- ・月1回開催する圏域アドバイザー連絡会議において、圏域ごとの課題の共有や、県全体で協議すべき事項を整理する。また、市町村に直接入り、1年を通じて協議会、基幹、拠点に対する助言を行っている（宮古、八重山の離島圏域はアドバイザーが不在のため、3名のアドバイザーを派遣している）。
- ・コラボレーターは次期アドバイザーであり、活動を通じて人材を養成する形になっている。
- ・また、県の自立支援協議会の下に設置した圏域自立支援連絡会議にアドバイザーが配置され、福祉事務所と連携し会議の運営を行っている。アドバイザーの下に推進員を置き、福祉事務所のサポートとアドバイザーの補佐を行うことで圏域単位の会議の充実を図っている。

## 【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	全41市町村（令和6年度）
支援のきっかけ	・41市町村中15市町村が離島自治体であるため、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備について、圏域単位の検討を促進する必要がある。

### 都道府県の取組

- ・国の予算等を活用した県主催の研修等の企画・実施
- 令和6年度
  - ①市町村職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修（令和6年11月）
  - ②沖縄県基幹相談支援センター連絡会及び基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会の実施（令和7年2月）

基幹相談支援センター		地域生活支援拠点等	圏域単位の取組へ展開
10月		・協議会ワーキングにおいて研修内容の検討	
11月		・市町村向職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修会開催（1日）	
12月	・協議会ワーキングにおいて課題整理、連絡会内容の検討	・研修時の質疑応答をQ&Aに整理	
1月	・アドバイザー連絡会議において課題整理、連絡会内容の検討	・取組が進んでいる市町村に拠点整備状況シートの作成を依頼	
2月	・市町村アンケート実施（設置状況調査） ・基幹相談支援センター連絡会・基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会	・市町村アンケート実施（整備状況調査）	
3月	・連絡会資料、アンケート結果を取りまとめて全市町村に展開	・好事例集とQ&Aをまとめて地域生活支援拠点に関する手引きとして全市町村に配布	

### 取組の工夫点・今後に向けての取組

- ・県が収集した情報は整理し、取りまとめた上で、適宜、全市町村にフィードバックしている。
- ・全県を対象とした研修や各種事業の目的、意図を圏域単位の取組として引き継ぎ、地域の実情、実態に応じた支援、圏域内・圏域間の連携を図りながら推進する体制となっている。
- ・基幹相談支援センターが未設置、また、地域生活支援拠点等が未整備の市町村に対しては、引き続き、制度や運営方法に関する助言等、設置・整備に向けた具体的な支援を継続的にやっていく。

## 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	北部圏域（9市町村（1市8町村））
支援のきっかけ	・北部圏域は、9市町村で離島が3つあり、名護市（人口6万人）は基幹を単独設置をしているが、人口の少ない離島も含めた8町村でどのように基幹を設置していくかが課題となっていた。

県・北部圏域の取組	北部圏域8町村の取組	北部圏域
<ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施してきた基幹相談支援センター設置に向けた研修会において、未設置市町村が具体的なイメージを持つことができるよう、設置済み市町村の情報を提供。</li> <li>圏域アドバイザーが市町村自立支援協議会（相談部会）へ参加し、行政担当者、委託相談支援事業者と基幹相談支援センター設置に向け継続的に協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数町村（8町村）の関係者の協議を経て、8市町村が共同で複数事業所（3事業所）へ基幹相談支援センターに業務の委託を決定。</li> <li>令和7年4月、人口規模、相談支援専門員、主任相談支援専門員の配置状況を勘案し、北部圏域8町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置。</li> </ul>	<p>人口：約10万人 9市町村（1市8町村） 名護市は人口約6万人、 8町村（離島3）は人口の少ない地域（人口：約3万9千人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国頭村 4,504人</li> <li>・大宜味村 3,044人</li> <li>・東村 1,752人</li> <li>・今帰仁村 9,364人</li> <li>・本部町 13,002人</li> </ul> <p>&lt;離島&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊江村 4,366人</li> <li>・伊平屋村 1,213人</li> <li>・伊是名村 1,308人</li> </ul>
<p>&lt;市町村自立支援協議会の活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター設置、地域生活支援拠点等整備については、市町村自立支援協議会相談部会等で協議を続けてきた。</li> <li>・人口規模の少ない町村部でもできることはなにか等、絶えず話題にすることによって、行政担当者、相談支援専門員の意識付けを行うことができた。</li> </ul>	<p>&lt;相談支援体制整備の強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、市町村自立支援協議会「人材育成部会」では、基幹を中心に市町村と連携し、人材育成を実施（個別事例から地域づくりを検討） ⇒「事例検討で行政と事業者がつながりやすくなっている」（市町村の声）</li> </ul>	
<p>取組の工夫点・今後に向けての取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模市町村の特徴として、障害福祉担当者が他の業務との兼務が多く、状況によっては障害福祉に関する事項が後回しになってしまうことがある。</li> <li>⇒そこで、圏域アドバイザーが各町村を個別訪問し、自立支援協議会（相談部会）に参加。国や県、他市町村の情報を提供するとともに、基幹相談支援センター設置に関する事項を検討議題に上げ、協議の場において伴走的な支援を継続していく。</li> </ul>	

## 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	中部圏域（11市町村（3市3町5村））
支援のきっかけ	・圏域内の市町村では、従来、委託相談の契約の中に自立支援協議会の運営を謳っている場合が多く、基幹相談支援センターの役割と委託相談の役割の相違が分かり難くなるとの懸念から設置の出足が遅かった。また、地域生活支援拠点等の整備については5つの機能を一体的に整備する必要があるとのイメージが強く、なかなか拠点の整備が進まない状況があった。

県・中部圏域の取組	市町村の取組	中部圏域
<ul style="list-style-type: none"> <li>県自立支援協議会「相談支援・人材育成部会」のケアマネワーキングにおいて市町村職員向けの新任者研修会を企画。</li> <li>⇒異動してきた担当職員を対象に、毎年6月～7月に開催。行政、基幹、委託相談の役割・機能等の理解促進。</li> <li>・「相談支援・人材育成部会」で年2回の相談支援専門員を対象とする研修会を実施。</li> <li>⇒相談支援専門員に対する適切なフォローアップとリーダー育成の体制の構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域連絡会議の発足にあわせて、各市町村の地域自立支援協議会において圏域連絡会議と同様の部会を設置。圏域と市町村が連動した包括的な支援体制の構築が進展。（H30年頃）</li> <li>・自立支援協議会の機能強化を支える基幹相談支援センターの設置が進む中、小規模市町村において人材の確保と体制整備が進まない状況（HI～H7）。</li> </ul>	<p>人口：約52万人 11市町村（3市3町5村） 3市で約36万人、圏域の7割を占める 町村は、約4万人（読谷村）から約6千人（宜野座村）となっている</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域アドバイザーが圏域相談支援部会の開催や市町村巡回を通して、拠点の整備状況の確認、拠点の概念と必要性を説明。地域の複数法人の共同企業体による基幹の受託方式等について紹介。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の定着率の悪さ（3年程度でリタイアするケースが多い）に対する危機感が、基幹設置の必要性の理解と意識転換の契機となる。</li> </ul>	
<p>取組の工夫点・今後に向けての取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の定着率に課題がある中、基幹未設置の市町村への支援をどのように進めていくかが課題である。また、設置済みの市町村では人材育成と世代交代が課題となる。</li> <li>⇒現在の委託相談の経験者（相談支援専門員）が基幹を引き継ぐことになるが、その際、委託相談の空洞化が懸念されることから、早急に2～3年の時間をかけて、委託相談の人材育成と定着のための仕組みづくり、また、そのための自立支援協議会事務局機能の強化を目指す。</li> </ul>	

## 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	南部圏域（16市町村（5市5町6村））
支援のきっかけ	・南部圏域は、町村・地域が基幹設置や拠点整備について「何から着手するのがよいかかわからない」町村が多かった。情報の不足、行政、委託相談、計画相談それぞれの共通理解を図っていくかが課題であった。

県・南部圏域の取組	市町村の取組	南部圏域
<ul style="list-style-type: none"> <li>県協議会、圏域連絡会から圏域内市町村に対して情報発信、説明会の実施、アドバイザーの巡回訪等、連続的な一連の支援を通じて、先駆的に取り組んでいる市町村の紹介、市町村間のネットワークづくりに向けた「繋ぎ」。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自立支援協議会や圏域自立支援連絡会、全体会や部会を対面とオンライン開催によって、<b>離島町村の参加</b>が定着。</li> <li>粟国村が本島内の相談支援事業所に委託し、3年かけて自立支援協議会を立ち上げている。</li> <li>粟国村が伊江村を視察、交流を行った。</li> <li>西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町が連携を深め、<b>4町会議</b>を定期的に開催。</li> </ul>	<p>人口：約74万人 16市町村（周辺離島町村を含め5市5町6村） 本島内で9市町村、離島で7町村 中核市の那覇市（人口約30万人）から渡名喜村（約330人）まで人口規模の開きが大きい圏域</p> <p>4町会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が単独で決定し、スタートした基幹センターは、現場の計画相談員と上手く連携が取れないことが多い。</li> <li>⇒基幹相談支援センター・地域生活支援拠点を整備する前に市町村自立支援協議会で十分話し合うことの重要性について、市町村に継続的に提案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターは協議会の中で話し合い、直営から委託に代わっているところ、複数の事業所に委託をしたところ等がある。</li> <li>地域生活拠点部会を立ち上げ、モデル事例をあげて話し合っている市町村がある。</li> </ul>	
<p>取組の工夫点・今後に向けての取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村には基幹相談支援センターを直営で設置するところが多く、行政が抱え込んでしまい、現場とうまく連携が取れない等の課題がある。</li> <li>⇒自立協議会の中で「どんな相談支援体制をつくっていくか、そのために委託運営を含め、どのような基幹運営があり得るのか」等を議論し、計画的、段階的に取り組めるよう助言と伴走的支援を続けている（西原町を参照）。</li> </ul>	

## 【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	西原町（南部圏域）
支援のきっかけ	・地域の相談支援体制の整備に関連して「指定特定相談支援事業所間一体的管理運営」の協定締結に係る実務上の課題等について、相談支援事業所と行政が議論する場が持てない状況にあった。また、自立支援推進協議会においては、地域課題の抽出から対応策の検討に向けた手順が十分に確立されていなかった。

西原町の取組	西原町
<p>令和6年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定相談支援事業所間一体的管理運営に関する理解を促すため、町と事業所で勉強会等を開催し利点の確認等を行う。</li> <li>地域へ行政と基幹相談が外向き、顔の見える関係をつくり、地域より声をだしやすい地域体制を整える。</li> <li>自立支援推進協議会の進め方の検討及び個々の課題から地域課題を抽出できる体制づくりの推進（今後）。</li> </ul>	<p>人口：約35,000人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹相談支援センター：設置 平成31年（単独：令和7年度より委託）</li> <li>■地域生活支援拠点：整備 令和3年度（単独：面的整備）</li> <li>■自立支援協議会：設置 平成24年度（単独：直営）</li> </ul>
<p>西原町自立支援協議会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターと市町村（自立支援協議会事務局）が月1回定例会を持ち、自立支援協議会の各専門部会の運営に関する打ち合わせ、拠点についての役割分担の確認等を実施。</li> <li>地域拠点等の整備に関する理解促進のための説明会を実施。</li> <li>令和7年度より登録事業所を増やすため、相談部会で協議し、利用者登録、事業者登録までのステップの可視化とアプローチ方法について検討。</li> </ul>	<p>支援による効果・変化</p> <p>基幹相談支援センターのあり方の検討に当たって、圏域アドバイザーが町自立支援協議会の委員として参加することで、町直営の現状と課題の整理と委託の方向性について議論が進んだ。特に、基幹の委託に際して、町内事業所の主任相談支援専門員の知見を活用しながら基幹の事業を展開することが重要であるとの助言を受けることができた。</p>
<p>取組の工夫点・今後に向けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度から基幹運営を委託した相談支援事業所では<b>人員体制を強化</b>するとともに、委託相談との役割分担と連携、<b>行政との協働</b>による運営体制づくりを意識的に推進している。</li> <li>⇒基幹相談支援センターが中心となり<b>自立支援協議会</b>（各専門部会）で課題の抽出、対応策の検討・取り組むことにより、<b>地域事業所の人材育成・スキルアップと連携</b>を強化していく。</li> </ul>	